

# 国立大学法人奈良教育大学の役員員の報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

常勤役員にかかる俸給および期末手当、勤勉手当の額については、学長が、その職務実績に応じ、経営協議会の議を経て、変更、増減することができると定めている。  
平成24年度については、常勤役員の職務実績及び法人としての業務実績等を総合的に判断した結果、これらを反映させた俸給および期末手当、勤勉手当の額の変更、増減は行わなかった。

#### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・俸給月額について、平成24年4月1日以降、約0.5%引下げ。</li> <li>・地域手当について、本学教職員給与規則に準じて支給されると規定されている。教職員給与規則が改正され、平成24年6月1日から平成26年3月31日までの期間、地域手当を7.5%から10%に引上げ。</li> <li>・俸給月額、地域手当、期末手当及び勤勉手当を平成24年4月1日から平成26年3月31日までの期間、9.77%減額支給。</li> </ul>
理事	法人の長と同じ改定内容
理事(非常勤)	非常勤役員手当について、平成24年4月1日以降、日額を46,750円から46,510円とし、平成24年6月1日から平成26年3月31日までの期間、日額46,510円を41,960円に引下げ。
監事	該当者無し
監事(非常勤)	非常勤役員手当について、平成24年4月1日以降、日額を46,750円から46,510円とし、平成24年6月1日から平成26年3月31日までの期間、日額46,510円を41,960円に引下げ。

### 2 役員員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	15,624	10,546	3,932	135 (通勤手当) 1,010 (地域手当)			※
A理事	12,304	8,315	3,100	91 (通勤手当) 796 (地域手当)			
B理事	10,761	6,929	2,583	91 (通勤手当) 492 (単身赴任手当) 664 (地域手当)			◇
C理事 (非常勤)	768	768		( )			※
A監事 (非常勤)	293	293		( )			
B監事 (非常勤)	685	685		( )			

注1:「地域手当」とは、地域における民間の賃金水準を基礎とし、かつ、地域の物価等を考慮して支給されているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。  
退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事A	千円	年 月			該当者なし	
理事B	千円	年 月			該当者なし	

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

中期目標中期計画期間中の予算の年度展開を参考に、当法人の予算の範囲内で、当法人の給与規則に則り、人件費の効率的かつ適正な運用に努める。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

「一般職の職員の給与に関する法律」等の国家公務員の給与制度を参考として、社会一般の情勢を踏まえつつ、給与水準を決定している。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務成績に応じて、昇給及び昇格等を実施している。賞与については、支給割合を増減させることにより、勤務に対する評価を反映させている。

#### 〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における、その者の勤務成績に応じて支給する。
昇給	1年間を良好な成績で勤務した教職員は、勤務成績に応じて上位の号俸に決定することができる。
昇格	特に勤務成績が優秀で、かつ当法人が定める基準を満たす教職員は、上位の級に決定することができる。
降格	勤務成績が不良な教職員は、下位の級に決定することができる。

#### ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

俸給月額を平均0.23%引下げ。  
現給保障額について、100分の99.59から100分の99.1に引下げ、現給保障を平成26年3月31日で廃止。  
これまで抑制してきた昇給を平成24年4月に最大1号俸(36歳未満の教職員)又は最大2号俸(30歳未満の教職員)回復。

地域手当の支給割合を平成24年6月から平成26年3月までの期間、8%から10%に引上げ。  
特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。

(教職員について)

- ・実施期間: 平成24年6月～平成26年3月
- ・俸給表関係の措置内容: 俸給月額(職務級等に応じ▲9.77%、▲7.77%、▲4.77%)
- ・諸手当関係の措置内容: 地域手当(職務級等に応じ▲9.77%、▲7.77%、▲4.77%)  
管理職手当(▲10%)、期末手当及び勤勉手当(▲9.77%)

(役員について)

- ・実施期間: 平成24年4月～平成26年3月
- ・俸給表関係の措置内容: 俸給月額(▲9.77%)
- ・諸手当関係の措置内容: 地域手当、期末手当及び勤勉手当(▲9.77%)

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
			千円	千円	千円	千円
常勤職員	201	47.7	7,271	5,463	132	1,808
事務・技術	51	41.7	5,381	4,127	164	1,254
教育職種 (大学教員)	99	51.5	8,519	6,307	145	2,212
医療職種 (病院医師)	該当者無し					
医療職種 (病院看護師)	該当者無し					
技能・労務職種	1					
教育職種 (附属義務教育学校教員)	49	46.4	6,830	5,232	74	1,598
その他医療職種 (看護師)	1					

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

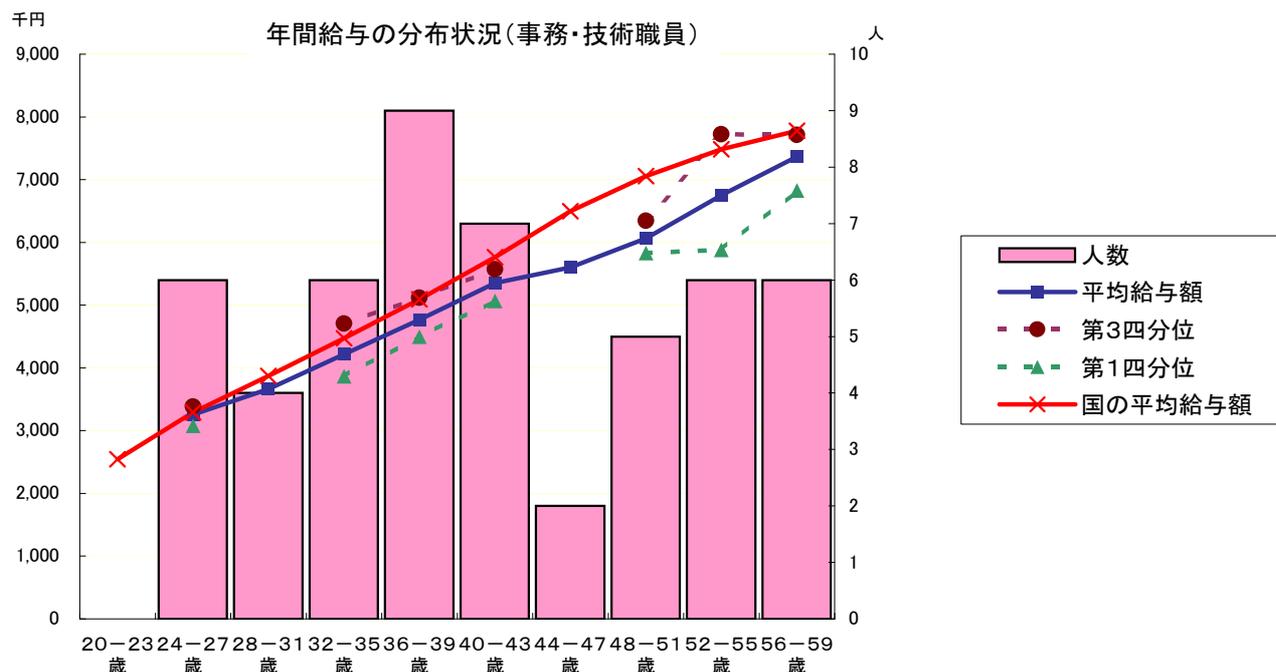
注2:在外職員、任期付職員、再任用職員、非常勤職員の区分については、該当者がいないため、表を省略する。

注3:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注4:常勤職員の技能・労務職種及びその他医療職種(看護師)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ]

(事務・技術職員)



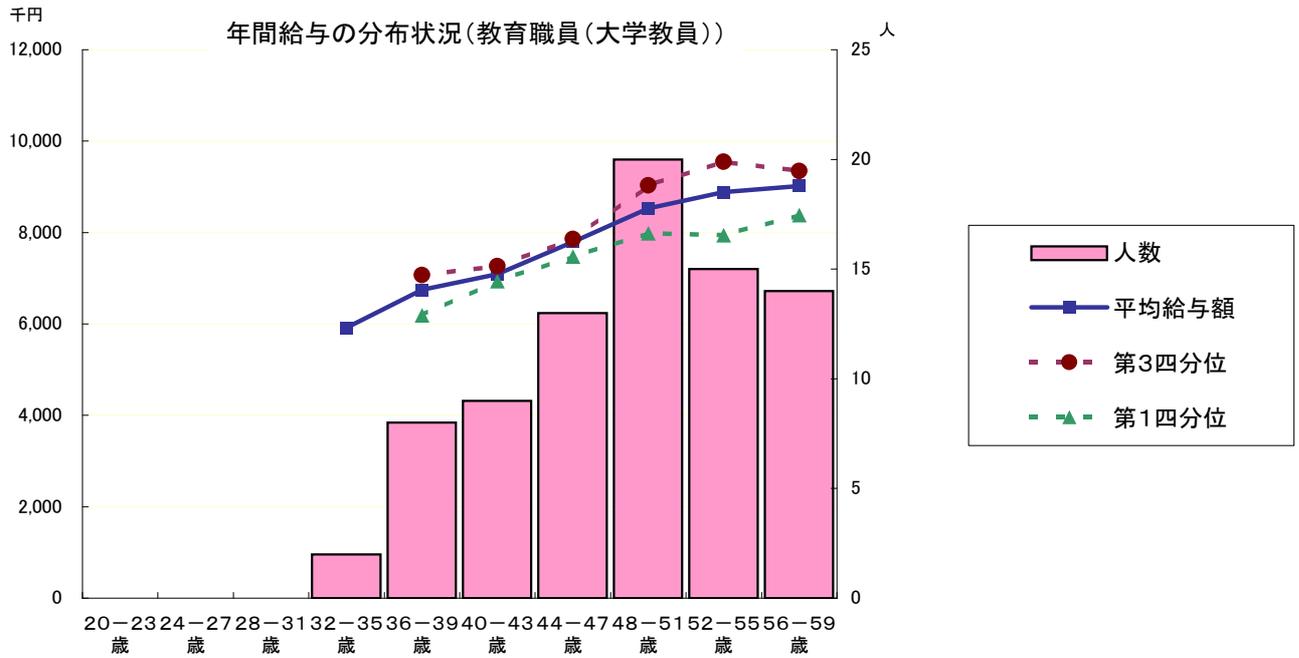
注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:年齢28～31の該当者は4人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

注3:年齢44～47の該当者は2人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
課長	6	56.0	7,677	7,776	8,128
副課長	5	52.9	6,428	6,646	6,828
係長	19	43.7	5,067	5,424	5,831
主任	7	37.2	4,013	4,534	4,809
係員	14	30.9	3,366	3,671	3,866

(教育職員(大学教員))



注:年齢32~35歳の該当者は2人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
教授	62	55.7	8,557	9,057	9,514		
准教授	34	44.2	6,960	7,261	7,680		
専任講師	3	48.8	—	6,868	—		

注:専任講師の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員/教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	係員主任	主任係長	係長副課長	副課長課長	課長
人員(割合)	51人	5人 (9.8%)	11人 (21.6%)	22人 (43.1%)	5人 (9.8%)	2人 (3.9%)	6人 (11.8%)
年齢(最高～最低)		27～25歳	51～27歳	53～35歳	53～48歳	～歳	56～54歳
所定内給与年額(最高～最低)		2,745～2,218千円	4,086～2,561千円	4,468～2,924千円	5,242～4,418千円	～千円	6,255～5,496千円
年間給与額(最高～最低)		3,480～2,890千円	5,298～3,366千円	5,879～3,880千円	6,970～5,877千円	～千円	8,228～7,189千円

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	課長	事務局長	事務局長
人員(割合)		該当者無し	該当者無し	該当者無し	該当者無し
年齢(最高～最低)		～歳	～歳	～歳	～歳
所定内給与年額(最高～最低)		～千円	～千円	～千円	～千円
年間給与額(最高～最低)		～千円	～千円	～千円	～千円

注:5級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助教助手	講師	准教授	教授	教授
人員(割合)	99人	該当者無し	該当者無し	3人 (3.0%)	34人 (34.3%)	62人 (62.6%)	該当者無し
年齢(最高～最低)		～歳	～歳	～歳	56～32歳	64～45歳	～歳
所定内給与年額(最高～最低)		～千円	～千円	～千円	6,465～4,229千円	8,116～5,564千円	～千円
年間給与額(最高～最低)		～千円	～千円	～千円	8,538～5,670千円	10,930～7,477千円	～千円

注:3級における該当者が3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.9	% 66.8	% 65.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.1	% 33.2	% 34.1
	最高～最低	% 38.0～33.4	% 34.7～31.3	% 34.9～32.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.8	% 67.3	% 66.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.2	% 32.7	% 33.9
	最高～最低	% 38.0～32.3	% 35.3～29.8	% 36.6～31.0

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.0	% 66.2	% 64.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.0	% 33.8	% 35.4
	最高～最低	% 38.0～34.0	% 35.3～31.5	% 36.6～32.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.2	% 67.0	% 65.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.8	% 33.0	% 34.3
	最高～最低	% 38.0～32.8	% 35.3～30.2	% 36.6～31.5

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

92.4

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

101.1

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

98.3

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容
指数の状況	対国家公務員 92.4
	参考 地域勘案 95.2 学歴勘案 91.5 地域・学歴勘案 95.5
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 75% (国からの財政支出額 2,762,940千円、支出予算の総額 3,676,771千円：平成24年度予算)
	【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は50%を超えており、国の財政支出規模が大きいといえるが、対国家公務員の指数の状況は100を下回っており、地域、学歴を勘案しても、適正な給与水準といえる。
講ずる措置	【累積欠損額について】 累積欠損額 なし (平成23年度決算)
	【検証結果】 —
講ずる措置	主務大臣の検証結果を踏まえ、必要に応じて給与支給基準の見直しを行うなど、引き続き適正な給与水準の維持に努める。

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 98.4

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔 なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。 〕

### Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	1,775,087	1,879,815	△ 104,728 (△5.6)	△ 100,633 (△5.4)
退職手当支給額 (B)	225,213	184,004	41,209 (22.4)	79,446 (54.5)
非常勤役員等給与 (C)	247,147	241,587	5,560 (2.3)	9,889 (4.2)
福利厚生費 (D)	256,027	261,215	△ 5,188 (△2.0)	8,268 (3.3)
最広義人件費 (A+B+C+D)	2,503,474	2,566,621	△ 63,147 (△2.5)	△ 3,030 (△0.1)

注:「非常勤役員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される教職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「18 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

#### 総人件費について参考となる事項

- ① 給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の増減要因分析  
 給与、報酬等支給総額の対前年度比△5.6%、最広義人件費の対前年度比△2.5%となった要因は、俸給月額等の引下げ及び特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関する給与減額支給措置によるものである。役員については、平成24年4月から俸給月額、地域手当、期末手当及び勤勉手当を9.77%減額することとし、教職員については、平成24年6月から俸給月額、地域手当を職務等級に応じ9.77%、7.77%、4.77%減額、管理職手当を10%、期末手当及び勤勉手当を9.77%減額した。なお、この措置による削減額は140,741千円((役員3,958千円教職員136,783千円)予算ベースでの算出)である。
- ② 退職手当支給額の増減要因分析  
 退職手当支給額の対前年度比22.4%増加となった要因は、退職者人数の増加によるものである。なお、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき講じた措置(支給率の引下げ)による削減額は11,489千円である。(特定の職種の人数が少なく、個人に関する情報が特定されるおそれがあるため総額とする。)

### Ⅳ 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、以下の措置を講ずることとした。

- ・役職員の退職手当について、支給水準の引下げを実施した。

役員に関する講じた措置の概要:平成25年1月から現行の額に87/100(平成25年9月30日までは98/100、平成25年10月1日から平成26年6月30日までは92/100)を乗じて得た額に引下げ。

教職員に関する講じた措置の概要:平成25年2月から支給率を退職理由及び勤続年数にかかわらず全ての退職者に適用し、104/100から87/100(平成25年9月30日までは98/100、平成25年10月1日から平成26年6月30日までは92/100)に引下げ。